#### 令和3年度第7回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所:令和3年11月16日(火)15:30~16:20 評議会室

出 席 者:廣川理事長、青木副理事長、山根理事、安原理事、髙橋理事、

上原理事、山本監事、元永監事

事務局:八里事務局次長、山田総務課長、髙木財務課長、寺村経営企画課長、

武田学生・就職支援課長、郡田教務課長、山中地域連携・研究支援課長、

塚本参事、杉田課長補佐、藤居主幹

令和3年度第6回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録(案)は、[主な意見・質疑]の内容を加筆・修正のうえ、次回の役員会において確認することとなった。

# 議題

#### (審議事項)

1 彦根労働基準監督署からの是正勧告書等への対応について

山田総務課長から、資料に基づき説明があり、原案のとおり彦根労働基準監督署に是 正・改善報告書を提出することが承認された。

[主な意見・質疑等]

- ・是正・改善の取組に多くの労力を要したものと推測する。
  - →管理監督者や総務課職員について、負担が増加することとなったが、勤務時間 の適切な管理のため、一定やむを得ないと考えている。
- ・今回の調査は、前回の調査とは違う内容か。
  - →前回の調査では裁量労働制の適用の是非が問題となり、全学的に実態調査をして対応した。今回は、労働時間、年次有給休暇および職員の健康管理が適切に 管理されているかが調査された。
- ・雑務は業務の一部と考えられるが、雑務の労働時間は把握されているか。
  - →労働基準監督署からは、雑務も労働時間として把握すること、および労働に当 たらないような雑談は控えて速やかに帰宅させることについて、指導を受けて いる。

### (報告事項)

1 令和4年度滋賀県立大学学校推薦型選抜等特別選抜試験の出願状況について 郡田教務課長から、資料に基づき報告があった。

## 〔その他〕

青木副理事長から、期末手当については人事院から引き下げの勧告が出されていたが、12月1日までに関連法が改正されないため、国家公務員や県職員の取扱いに準じ、本学職員の期末手当も据え置きとなる見込みであることについて、説明があった。

[主な意見・質疑等]

- ・労働者側との交渉に十分な時間が取れていないことが過去にあったが、今回はど のような対応が採られているか。
  - →今年度は、県の決定を待たずに、県人事委員会勧告があった時点で過半数代表 に情報提供をした。